

## 令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類  | 区分       | 問い合わせ項目   | 問い合わせ内容  | 対応・回答等  | 備考   |
|-----|----------|----------|---|--|---|--|
| 1   | 介護サービス全般 | 人員       | 【令和5年5月8日以降の人員基準の取扱いについて】                         | ①新型コロナウイルス感染症の影響により人員基準が守れなくなった場合、令和5年5月8日以降も柔軟な取り扱いが可能か。<br>②原因が新型コロナ以外（例：職員の精神的不調など）でも同様か。                               | ①令和5年5月1日事務連絡より、現在も柔軟な取り扱いが継続されている。<br>②新型コロナによる被災以外は対象となっていない。   | R5.05.01付【事務連絡】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて |
| 2   | 市指定事業全般  | その他      | 【市指定事業所の指定決定通知書の再発行】                              | 現在指定をうけている期間の指定決定通所に飲み物をこぼしてしまい汚損した。金融機関に提出しなければならないが文字の判読ができない状態。再発行してもらえないか。   | 可能。   | 総務法規係に確認   |
| 3   | 介護予防支援   | 運営       | 【住所地と居所が異なる場合の担当包括】                               | 住民票上の住所は黒羽地区だが実際は大田原地区に住んでいる方には、どこの包括がつくべきか。   | 住所地（住民票所在地）であるため、今回の場合は東部包括である。   | 介護予防支援業務の事務手順書（第2章）  |
| 4   |          | 報酬       | 【居宅介護支援事業所への委託に係る請求書の記載について】                      | 介護予防支援に係る包括からの業務委託について、インボイス制度の開始によりこれまで使用してきた請求書では記載内容が足りないのではないか、と委託先の居宅介護支援事業所から問い合わせがあった。どのように記載すべきか。また、消費税は内税で記載すべきか。 | 市からの介護給付の支払いは非課税取引である。その一方で、包括（介護予防支援事業所）と居宅介護支援事業所との業務委託は課税取引であり、居宅介護支援事業所が自らの財務管理等のために請求書の様式等をインボイス対応の内容へ変更・追加することに問題はない。<br>また、インボイス制度以前から当該業務委託は課税取引であり、R5.10.1をもって委託費が変更になるような契約でない限り、消費税は以前から現在に至るまで軽減等なく内税として含まれているものと考えられる。 |  |
| 5   |          | 報酬       | 【月途中での要支援から要介護への区分変更】                             | 介護予防サービスを利用する要支援者が月途中で入院し、入院中区分変更がありに要介護となった。入院後はサービス利用がなかったが、給付管理はどこが行うのか。  | 当該月の入院前にサービス利用があったため、介護予防支援事業所が給付管理を行う。   | 参考：岐阜県国保連「保険請求に関するよくある問い合わせ」                                     |
| 6   |          | 報酬       | 【初回加算・委託連携加算】                                     | 要介護1から要支援1に変更になった利用者について、初回加算及び委託連携加算は算定可能か。   | 初回加算は算定可能。<br>委託連携加算も過去に算定したことがない方であれば可能である。  | 参考：静岡県国保連介護保険だより「初回加算の算定についての注意点」                                |
| 7   | 報酬       | 【委託連携加算】 | 委託連携加算について、市外転出し1年後に再度転入があった場合、再度当該加算を算定することは可能か。 | 既に一度当該加算を算定したことがある利用者については、再度算定することはできない。<br>一人の利用者について一度のみ算定できる加算となる。   |   |  |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類 | 区分 | 問い合わせ項目                  | 問い合わせ内容  | 対応・回答等  | 備考   |
|-----|---------|----|--------------------------|--|---|--|
| 8   | 居宅介護支援  | 人員 | 【主任介護支援専門員のケアマネ証の更新について】 | 主任介護支援専門員をもっている者が、主任介護支援専門員の更新研修を修了することでケアマネ証の更新も可能か。それぞれの有効期限には1年以上の差がある。   | 可能。<br>その上で、ケアマネ証の有効期間満了日を主任更新研修修了証明書の有効期間満了日に揃えることも選択可能。ただし、ケアマネ証の有効期限によってはタイミングが合わない（※）こともあるので、詳しくは県高齢対策課の担当に直接確認していただきたい。<br><br>（※ 主任ケアマネ更新研修は有効期限の2年前から受講可能だが、直近のその研修を受講して手続きを進めてもそれ以前にケアマネ証の有効期限が切れてしまう方は、先にケアマネの更新研修受講が必要） | ・栃木県HP「介護支援専門員の登録・証交付・更新手続及び留意点について」<br>・県高齢対策課電話確認                          |
| 9   |         | 運営 | 【通常の事業の実施地域を超えるサービス提供】   | 他市町在住で勤務地が大田原市の方からケアプランの作成を依頼された。事業所職員に当該市町在住のケアマネがいるためモニタリング等に支障はないが、通常の事業の実施区域外である。受けても差し支えないか。  | 問題ない。<br>通常の事業の実施地域とは、交通費の請求やサービス提供の拒否を可能にするために事業所が運営規程において定めるものである。<br>居宅介護支援の提供は、モニタリングが可能であれば日本全国どこでも可能。   |  |
| 10  |         | 報酬 | 【院内介助の算定】                | 独居の要介護1の利用者について、先週転倒し、頭部や膝を打ち、通院しなければならない。家族は遠方都道府県へ帰ってしまい付き添うことができない。通院先は院内介助をしてほしい。訪問介護で院内介助を算定できるか。今回は自宅で通院に直接関連しない身体介助を行ったうえで、乗降介助を行い、院内介助を行いたい。 | 院内介助は原則医療機関が行うものであるが、適切なケアマネジメントを行ったうえで、院内スタッフの対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身状態であれば算定できる場合があるが、起点は居宅からとなる。また、その前後に居宅において通院に直接関連しない身体介護を行った場合は、通院乗降介助を算定せず身体介護中心型（運転時間を除く）を算定できる。   | H30.3.30老振発0330第2号<br>H15.5.8老振発第0508001号・老老発第0508001号<br>H22.4.28厚労省老健局事務連絡 |
| 11  |         | 報酬 | 【居宅介護支援費の逓減制の考え方】        | 居宅介護支援費の逓減制について、40件目を超える取扱件数に介護予防支援費の人を含める取扱いをしているか。また、そういった相談事例はあったか。   | 過去に相談事例は見当たらない。<br>居宅介護支援費の逓減の適用のための件数には介護予防支援の利用者を含める。その利用者を冒頭にし、次に居宅介護支援の利用者を契約日の古い順から順に並べ、40件以上となる居宅介護支援のみ逓減性を適用する。<br>※R6報酬改定関係   | 介護保険最新情報 vol.69<br>平成21年4月改訂Q&A (vol.1)<br>※緑本p175                           |
| 12  |         | 報酬 | 【月途中入所者の給付管理】            | 小多機から施設系サービス（老健）に入所になった利用者について、国保連への請求はどちらが行うのか。小多機の分も老健が行うのか。   | 小多機利用期間分は小多機が日割りで請求する。施設サービス入所後はその施設が請求する。  | 参考：【広島市作成】介護報酬の算定等に係るQ&A（事業者向け）No.278  |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類 | 区分 | 問い合わせ項目                             | 問い合わせ内容   | 対応・回答等   | 備考  |
|-----|---------|----|-------------------------------------|---|--|---|
| 13  | 居宅介護支援  | 報酬 | 【月途中で他市町村に転出した場合の居宅介護支援費の請求】        | 月の途中で大田原市から県内他市町へ転出した。支援費の請求はどうか。   | 転出前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになるから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。 | 老企第36号 第3の4   |
| 14  |         | 報酬 | 【看取り期における福祉用具の利用が無かった場合の居宅介護支援費の算定】 | 入院中の利用者について、退院後のモニタリングを除く一通りのケアマネジメントプロセス実施し、退院後の居宅での生活に向けて福祉用具を搬入したが、使用開始前に利用者が死亡した場合、福祉用具貸与費及び居宅介護支援費の請求は可能か。   | 居宅介護支援費は算定可能。算定した旨を説明できるよう、記録を残し、書類を管理しておくこと。福祉用具貸与費については、在宅での利用が無いため算定不可。   |   |
| 15  |         | 報酬 | 【一時的に遠方に居所が変わる場合のケアマネジメント】          | 遠方の他都道府県に住所があり、保険者も当該他都道府県内市町村の利用者について、2か月間だけ大田原市の娘宅へ行くが、その間ケアマネは大田原市へ出向いてモニタリングすることはできない。その場合大田原の事業所に頼む必要があるか、それとも当事業所で継続してもよいか。   | 大田原市を居所と判断できるかどうか、運営基準違反となるが減算する旨事前に相談するなど保険者である市町村へ確認することが望ましい。<br>また、大田原市へ転居し、当該他市町村へ戻るまでの間は、大田原市の居宅介護支援事業所を利用することが望ましいと考える。                     |   |
| 16  |         | 報酬 | 【給付管理の移行時期】                         | 今月上旬に介護認定申請し、居宅介護支援事業所Aがプランを作成し福祉用具（特殊寝台・手すり）の貸与を受けている独居の方がいる。状態悪化により介護保険外の施設に入ることになるが、その関連の居宅介護支援事業所Bがつくことになる。今月後半から同施設をショートステイのような形で週末以外利用しているが、給付管理は10月まではA、11月からはBが行うということで問題ないか。まだ認定は下りていない。 | 問題ない。<br>居宅介護支援事業所の引継ぎ時期の問題なので、事業所間で調整し、そのとおりに届を出してもらえばいい。   |   |
| 17  |         | 報酬 | 【初回加算】                              | 10月に新規で介護認定申請を行った利用者に関し、居宅介護支援事業所の変更があり、11月から居宅介護支援を行うこととなった。10月は前居宅介護支援事業所において初回加算を算定するが、11月に本事業所においても初回加算を算定できるか。   | 可能。<br>契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合が新規となる。                                | 21.3.23<br>介護保険最新情報<br>vol.69<br>平成21年4月改定関係<br>Q&A(vol.1)問62 |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類 | 区分 | 問い合わせ項目                       | 問い合わせ内容   | 対応・回答等   | 備考                   |
|-----|---------|----|-------------------------------|---|--|----------------------|
| 18  | 居宅介護支援  | 報酬 | 【通院時情報提供加算】                   | 須賀川地区において須賀川出張所で隔週火曜日に那須赤十字病院が開設しているへき地医療拠点病院に利用者が医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し情報連携した場合は算定はできるか。                        | 可能。<br>那須赤十字病院はへき地医療拠点病院に指定されている。  |                      |
| 19  | 訪問介護    | 報酬 | 【生活援助から身体介護への変更】              | 生活援助で訪問したところ、玄関先に車椅子の利用者が転倒し倒れていた。一晩中倒れていたため、生活援助を行わず身体介護を行ったが介護報酬は算定できるか。  | 訪問介護事業者は利用者が居宅介護支援サービスの計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならないとなっているため、自らの判断ではなく、介護支援専門員に連絡し、変更に係る手続きを行う必要がある。なお、支援経過等に記録を残しておくこと。                           | H11.3.31厚生省令第37号第17条 |
| 20  |         | 報酬 | 【18時をまたいだサービス提供時の夜間加算の算定について】 | 居宅介護支援事業所のシステムと居宅サービス事業所のシステムで差異がある。居宅介護支援事業所のシステムでは18時以降が夜間加算が算定でき、居宅サービス事業所のシステムでは18時をまたいだものは算定できる。夜間加算を算定できるか。 | 算定できない。<br>居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとする。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。 | 老企第36号第2の2<br>(11)   |
| 21  |         | 報酬 | 【同居者がいる場合の生活援助中心型の算定】         | 夫と二人暮らしで本人は統合失調症を患っている。生活援助中心型の算定をしたいが、何か市に提出書類があったか。   | 算定に関しては、その必要性をケアプラン第1表下部とアセスメント表に記載しておくこと。<br>また、市に提出する書類は訪問介護の頻回利用の際に提出する「訪問介護における生活援助中心型サービスに係る居宅サービス計画の届出」かと思われる。該当する場合は届出ること。                                    |                      |
| 22  |         | 報酬 | 【同居者がいる場合の生活援助中心型の算定】         | 糖尿病を患っている利用者に、配偶者と子が同居している。配偶者は元々車の運転はせずデマンド利用で、子は職場が遠方で、利用者本人とけんかしている。買い物のため生活援助中心型の算定は可能か。                      | アセスメント次第。アセスメントした結果、生活援助を行わなければならない理由があれば利用可能である。<br>アセスメントした結果をアセスメント表等に記録し、プランに反映させること。  |                      |
| 23  |         | 報酬 | 【家族等がいる場合の訪問介護の提供】            | 本人は要支援1、配偶者は退院したばかり、同居の子は何もしてくれないケースで、買い物等で生活に支障が出ている。ヘルパーを使うことは可能か。  | アセスメント次第。  |                      |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類              | 区分 | 問い合わせ項目                   | 問い合わせ内容   | 対応・回答等   | 備考          |
|-----|----------------------|----|---------------------------|---|--|-------------|
| 24  | 訪問介護                 | 報酬 | 【通院等乗降介助】                 | 要介護4の利用者について、通院介助が必要な場合、普段は通院前に身体介助を行っているために身体介助で算定しているが、通院等乗降介助を算定することは可能か。                | <p>通院等乗降介助は、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助等を行った場合に片道につき算定できる。移動等の介助がない場合は算定できない。通院等に伴う居室内での声掛け、準備、院内の移動等は通院等乗降介助に含まれるので別に身体介護中心型としては算定できない。</p> <p>通院等乗降介助を算定する場合は、居宅サービス計画に位置づけられている必要があり、通院に必要であることその他車両への乗降が必要な理由、心身の状況から乗降時の介助を要すると判断した旨、総合的な援助の一環として解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していることを明確に記載する必要がある。</p> <p>なお、要介護4又は5の利用者に対して、通院等の乗車・降車の介助の前後に連続して20～30分程度以上を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合には身体介護中心型の単位を算定できるが、通院乗降介助は算定できない。</p> | 青本 p163～165 |
| 25  | 総合事業（介護予防訪問介護相当サービス） | 報酬 | 【敷地内に家族等がいる場合の訪問型サービスの提供】 | 同居ではないが、敷地内に兄弟夫婦が住んでいる。兄弟は日中家におり、頼ることはできるが、本人の意思によりできる限り頼りたくないとのことであるので訪問型サービスを利用することはできるか。 | <p>アセスメント次第。</p> <p>厚労省通知で、訪問介護の生活援助等の利用可否について、「同居家族がいることのみを判断基準として、一律機械的にサービスに対する保険給付の支給の可否について決定することが無いよう」とされており、同居家族がいても、日中不在時に生活援助を行わなければ日常生活に支障がある場合はサービスの提供ができる。訪問型サービスについても取扱いは同様である。アセスメントした結果、生活援助を行わなければならない理由があれば利用可能である。アセスメントした結果をアセスメント表等に記録し、プランに反映させること。</p>   |             |
| 26  | 総合事業（介護予防訪問介護相当サービス） | 報酬 | 【利用回数】                    | 週1回のサービス利用をしている事業対象者について、月により5週目を利用しなければならない場合、週2回程度のコードでの請求は可能か。                           | 月1回報酬の上限は、1月につき4回までの範囲でのみ算定が可能であるため、5週目は自費利用となる。   |             |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類                   | 区分 | 問い合わせ項目                       | 問い合わせ内容  | 対応・回答等  | 備考                     |
|-----|---------------------------|----|-------------------------------|--|---|------------------------|
| 27  | 総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）      | 報酬 | 【利用回数】                        | 要支援1の生活保護受給者について、車を所有できないため週2回の訪問サービスを利用したいが可能か。糖尿病により生野菜の摂取を医師より勧められており、週1回の利用では心もとない。  | 可能。<br>ただし、要支援1の給付上限は1月につき8回までであるため、9回目は自費利用となる。  |                        |
| 28  | 総合事業（介護予防訪問介護相当サービス）・訪問介護 | 報酬 | 【利用回数・初回加算】                   | ①今月22日から利用した要支援1の方について、1日2回のサービス利用は可能か。月の上限である8回は超えないようにする。<br>②9月6日まで当事業所の訪問サービスを利用していたが、翌日から市内転居しサービスを終了した。その後また転居し、11月22日から当事業所のサービスを再開した。訪問型サービス費の初回加算は算定できるか。<br>③この利用者は現在区分変更申請中である。要介護になれば、訪問介護費の初回加算は算定できるか。 | ①アセスメントの結果必要が認められれば可能である。<br>②できない。<br>初回加算は過去二月に当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定されるが、この二月とは暦月である（11月中にサービス提供を再開した本事例において初回加算が算定できるのは、8月31日以降に同事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合である）。<br>③できる。<br>この場合、一体的に運営している介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わない。 | ②・③ H21.3最新情報Vol69 問33 |
| 29  | 訪問A1（えぶろんサービス）            | 報酬 | 【事業対象者のえぶろんサービスの利用回数】         | 毎週木曜日にえぶろんサービスを利用している事業対象者が体調不良になり、今月5週目の木曜日にもサービスを利用したいが可能か。  | 可能であるが、サービス担当者会議を開催しプランの変更が必要となる（現在は週1回というプランであるが、月8回を上限とした利用はケアマネジメントの結果必要と認められる場合に可能であるため）。   |                        |
| 30  | 訪問A2（まごのてサービス）            | 報酬 | 【利用回数】                        | まごのてサービスを1日に2回算定することは可能か。値段の安さから他市町の小売店での買い物希望している人がいるが、1時間は超えてしまう。  | まごのてサービスの1回当たりの単位は1時間未満と要綱に規定されているため、その範囲内で利用していただく。超える部分はインフォーマルも含めた他のサービスの利用を検討していただきたい。  |                        |
| 31  | 地域密着型通所介護                 | 人員 | 【機能訓練指導員の配置】                  | 人員のやりくりが苦しい時、「生活相談員1名、介護職員0名、看護職員1名、機能訓練指導員0名」という配置の日を置きたいが可能か。常時ではなく、月に何回か、緊急的な対応として考えている。なお、生活相談員及び看護職員いずれも常勤、個別機能訓練加算は算定していない。  | 可能。<br>ただし、適切な機能訓練を提供するために必要な時間数配置できるよう十分配慮すること。  |                        |
| 32  |                           | 設備 | 【近隣の他事業所の一部を相談室として市利用することの可否】 | 地域密着型通所介護の新規指定申請するにあたり、建物内が狭いため約300m離れた同一法人の建物内を相談室としたい。設備に関する基準にある「利用者に身近な社会資源の活用」に該当しないか。  | 「一の建物につき、一の事業所」という原則に基づき設けていただきたい。  |                        |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類         | 区分 | 問い合わせ項目                                 | 問い合わせ内容   | 対応・回答等  | 備考   |
|-----|-----------------|----|---|---|---|--|
| 33  | 地域密着型<br>通所介護   | 運営 | 【定員超過の理由について】                           | 「介護者の急な体調不良」「本人の不安」「行事」「散髪」は、定員超過の理由として認められるか。なお、実際にこれらの理由で定員超過になったことはない。   | 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えてのサービス提供は行ってはならない。事前の相談としての今回の事由はいずれもそれに該当するとは言えない。<br>真に必要性が生じた場合は、個別に照会いただきたい。  |  |
| 34  |                 | 報酬 | 【感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価（3%加算）】 | ①年度をまたいで3%加算の延長を申請する場合、比較する対象となる算定基礎（前年度の1月当たりの平均利用延人員数）は、どの年度の数値を用いるか。<br>②エクセルファイル「届出様式」のシート「申請様式」の（2）「利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数」及び（3）「各月の利用延人員数」に入力する数字は、シート「利用延人員数計算シート」のどの数字か。 | ①3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎により判定を行う。<br>②「利用延人員数の減少が生じた月の利用延人員数」は、「利用延人員数の減少が生じた月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数」との算出方法と同様である。6/7を乗じた月は、その後の「合計」欄の値を転記する。   | ①介護保険最新情報 Vol. 937 p 2<br>②参考：東京都HP記載例       |
| 35  | 通所介護            | 報酬 | 【通所介護費等における所要時間の取り扱い】                   | 令和6年1月12日付厚生労働省老健局事務連絡「通所介護費等における所要時間の取り扱いについて」において、降雪等により送迎に時間を要しサービス提供時間内に影響が生じた場合でも計画上の単位数が算定できる取扱いとなっている。こちらは朝の迎えだけでなく、送りの時間を早める事についても適応できるか。                               | 「送迎」なので、降雪等の影響により送りの時間を早めた場合でも本取扱いが可能。<br>ただし、送迎車に複数名乗せて普段の帰宅時間に送り届けようとする場合、最初の方の利用者は帰宅時間が早まることが考えられる。その際、事前に連絡するなどしてご家族等の理解を得られるように配慮されたい。   |  |
| 36  | 通所介護<br>通所リハビリ  | 報酬 | 【口腔機能向上加算の算定】                           | 同じ利用者が通所介護と通所リハビリを利用している場合の同時算定できるか。できない場合はどちらの事業所で算定するか。   | ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものであり、①算定要件として、それぞれの加算に係る実施内容等を勘案の上、1事業所における請求回数に限度を設けていること、②2事業所において算定した場合の利用者負担等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。<br>また、どちらの事業所で算定するかはケアマネジメント過程で判断されたい。 | R3.3.26 事務連絡<br>介護保険最新情報 vol.952Q&A Vol.3問33 |
| 37  | 通所リハビリ<br>テーション | 運営 | 要介護と要支援の変更時の医師の指示書について                  | ここ半年くらい、要介護と要支援を行き来する利用者が多い。現在はその都度指示書を取ってもらっているが、家族の負担が大きい。必要かどうか。   | 要介護と要支援で指示書の内容が同じであるとも限らない。また、通所リハと介護予防通所リハは別事業所となることから指示書はその都度必要。  | 県高齢対策課確認                                     |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類              | 区分  | 問い合わせ項目                               | 問い合わせ内容   | 対応・回答等  | 備考   |
|-----|----------------------|-----|---------------------------------------|---|---|--|
| 38  | 通所リハビリテーション          | 報酬  | 【被爆者手帳所持者の自己負担分の請求について】               | 他県（原爆被爆地）から転入した被爆者健康手帳の所持者について、介護サービスを利用した際の自己負担額の公費負担を受けるための手続きを伺いたい。  | 県HPの当該箇所を印刷し、県北健康福祉センターを案内。<br>※利用しているサービスがデイケアなので「医療系サービス」に該当し、現物給付が受けられる。   | 栃木県HP:原爆被爆者援護について  |
| 39  |                      | 報酬  | 【日割り計算用サービスコードがない加算の請求】               | 月途中で他県からの転入で保険者が変更となった。リハビリテーションマネジメント加算や科学的介護推進体制加算はどのように算定するのか。   | 月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。  | R3.3.31事務連絡I-資料9   |
| 40  |                      | その他 | 【無料体験の実施】                             | 施設の体験利用の希望を月に1～2件受けている。送迎・他健康確認・リハビリ体験等、半日程度の時間で4月から実施できればと考えているが問題ないか。費用は交通費と、昼食をとる方の食事代のみ徴収。サービス利用者がある中で行う。 | 県指定のサービスであるため、県に確認していただきたい。県が承認すれば市は異論はない。  | ・介護保険最新情報 Vol.678<br>・栃木県HP：H27実地指導指導事例「無料体験による利用」   |
| 41  | 総合事業（介護予防通所介護相当サービス） | 報酬  | 【月途中で要支援2→要介護となった場合の請求及びサービス提供体制強化加算】 | 要支援2だった利用者が、月半ばに要介護認定の申請を行い要介護2となった。請求及びサービス提供体制強化加算の算定はどうすればよいか。なお、当月は区変後サービスの利用はなかった。                       | 単位数は区変以降とそれ以前とで分けて計算する。ただし当月は区変後サービス利用はなかったことから区変前の要支援2としてサービス提供体制強化加算を請求することとなる。<br>日割り計算用コードがない加算は、月末における要介護度に応じた報酬を算定する。 | 12.4.28事務連絡<br>介護保険最新情報 vol.71 / 介護報酬等に係るQ&A vol.2<br>「要介護状態区分月期途中で変更になった場合の請求」を準用<br><br>サービス提供体制強化加算について、国保連は保険者判断とのこと |
| 42  |                      | 報酬  | 【月途中で要支援2→要介護となった場合の請求及びサービス提供体制強化加算】 | 事業対象者だった利用者が、月半ばに区変の申請を行い要介護2となった。請求及びサービス提供体制強化加算の算定はどうすればよいか。   | 単位数は区変以降とそれ以前とで分けて計算する。日割り計算用サービスコードがない加算については、月末における要介護度に応じた報酬を算定する。<br>日割り計算用コードがない加算は、月末における要介護度に応じた報酬を算定する。             |  |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類          | 区分  | 問い合わせ項目                                    | 問い合わせ内容   | 対応・回答等  | 備考   |
|-----|------------------|-----|--|---|---|--|
| 43  | 小規模多機能型<br>居宅介護  | その他 | 【利用者転出後の継続利用について】                          | 泊りのロング利用をしている独居の利用者が自宅を手放すことになった。住民票を小多機におくことはできるか。または、近隣他市町の親族宅に住所を置いて引き続き大田原市の小多機を使い続けることはできるか。   | 在宅介護の継続を支援するという小多機の性格上、住民票を置くことは適当ではない。過去のそのような事例も確認できない。<br>他市町村に住居登録後、住所地の市町村がその事業所を他市町村指定することで大田原市の地域密着型サービス事業所を利用することができる。住所地と事業所所在地の両方の市町村が同意する必要があるが、定員に余裕があれば大田原市としては問題ない。指定申請の方法については住所地となる市町村の担当部署で確認いただきたい。                                   |  |
| 44  |                  | 報酬  | 【月途中での転出に係る給付管理】                           | 前々月14日に他県に転出した小多機利用者について、同日分までの日割りでの請求がエラーで返戻となった。14日分の請求はできないのか。また、給付管理は誰が行うのか。転出後は老人ホームに入ると聞いている。 | 月の途中で小多機から居宅介護支援に変更があった場合は、居宅介護支援事業所がその月の給付管理を行う（※1）が、月の途中で他市町村に転出する場合は転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票を別々に作成することとなる（※2）。前々月の請求が返戻となったのは転出日＝資格喪失日であるため。転出先に確認したところ、本事例については居宅サービスの届出書がどこからも提出されていない状態なので、小多機が転出先市町村役場に居宅サービスの届出書を提出することで、前々月14日分を転出先国保連に請求可能。 | ※1：平成18年4月改定関係Q&A(Vol.2)<br>※2：老企第36号第3-4                                    |
| 45  |                  | 報酬  | 【特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算について】 | 中山間地に該当する地域はどこか。  | 振興山村に該当する地域としては、旧須賀川村（須佐木、須賀川、雲岩寺、川上、南方）、旧両郷村（中野内、河原、両郷、寺宿、木佐美、大久保、久野又、大輪、川田）が該当となる。<br><br>辺地に該当する地域は令和5年3月末時点で14地区が該当する（藤沢、大神、福原、北滝、片田、亀久、矢倉、寒井、両郷、木佐美、川田、須賀川、雲岩寺、川上・南方）  | 平成24年告示第120号山村振興法第7条第1項<br>昭和37年告示第号辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項 |
| 46  | 認知症対応型<br>共同生活介護 | 運営  | 【小規模な事業所での検食の実施】                           | 現在検食を実施しているが、他市の小規模多機能とグループホーム併設の事業所では、小規模な事業所では検食不要と市に言われたようだが検食を行う必要はあるか。                         | 少数特定の者を対象とする給食施設（1回の提供食数が20食程度未満の給食施設）については、HACCPに沿った衛生管理等の規定は適用されないとなっているので、検食を行う必要はない。その場合であっても、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努められたい。   | R2.8.5薬生食監発0805第3号   |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類           | 区分  | 問い合わせ項目                                   | 問い合わせ内容   | 対応・回答等   | 備考   |
|-----|-------------------|-----|---|---|--|--|
| 47  | 認知症対応型<br>共同生活介護  | 運営  | 【協力医療機関について】                              | 事業所の協力医療機関について、法人で複数の診療所と協定を結んでいる。また、それとは別病院とも協定を結んでいる。協定がなくても救急搬送は受け入れる、と、病院側から協定に対する疑問の声が出ている。今後も同病院との協定は必要か。 | 現行規定では、協力医療機関は利用者の急変などに備えるため事業所から近距離が望ましいほか、緊急時等の対応のため入院や休日夜間等の対応について円滑な協力を得るため病院等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとされている。その体制が確保できていれば、必ずしも病院との協定書がなければならないというわけではない。<br>※R6報酬改定関係 | 介護保険最新情報 vol.1187 (p8~9)   |
| 48  | 地域密着型介護<br>老人福祉施設 | 運営  | 【令和6年度以降における栄養管理】                         | 令和3年度以降、管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて計画的に行うこととなっており、R6.3月末までの経過期間であるが、栄養士の配置しかない。外部の管理栄養士の協力は、具体的にどの程度あれば良いのか（週1日など）。      | 1週間のうち何日以上というような具体的基準は見当たらない。備考欄の通知のとおり、必要に応じて体制を整備していただきたい。   | R3.3.16老認発 0316第3号ほか「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」p37~ |
| 49  |                   | 人員  | 【地域密着型特別養護老人ホーム管理者と併設居宅介護支援事業所介護支援専門員の兼務】 | 地域密着型特別養護老人ホーム管理者が、併設している居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務することは可能か。  | 可能。<br>なお、県に相談したところ、「居宅介護支援事業所のケアマネとの兼務も受け持つ件数や勤務時間（自宅訪問等含む）によっては支障のある可能性があるため県にも相談するように」との回答だったため、その旨伝えた。   | ・県高齢対策課電話確認  |
| 50  | 介護老人保健施設          | その他 | 【感染症等発生時に係る報告について】                        | 感染症法に規定されていない感染症が施設内で発生し、利用者・職員合わせて11名が発症している。保健所からは報告不要と言われたが、市には報告が必要か。                                       | 不要。<br>栃木県が作成する「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」における感染症法に基づく対象疾病に該当しないため。   | 栃木県「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」   |
| 51  | 短期入所生活介護          | 報酬  | 【通所介護と短期入所生活介護の同日利用】                      | ①デイサービスを利用した方が、緊急で同じ日にショートステイも利用した。給付の算定は可能か。<br>②同じ方が①とは別日に、ショートAを退所した同日に別法人のショートBを利用した場合、算定は可能か。              | ①可能。<br>「入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる」扱いとなっている。今回の経過、緊急利用であった旨を支援経過等に記録し、後で確認できるようにしておくこと。<br>②可能。  |  |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類  | 区分 | 問い合わせ項目                     | 問い合わせ内容  | 対応・回答等  | 備考                                      |
|-----|----------|----|-----------------------------|--|---|---|
| 52  | 特定福祉用具販売 | 報酬 | 【特定福祉用具販売の同一年度における給付上限について】 | 要支援1でシャワーチェアを購入した方が、難病とADLの低下で要介護4になり、20万円のトイレリフトの購入を検討している。1年度の上限額10万円について、要支援・要介護の区分により何か例外はないか。 | 区分に係わらず、1年度につき1人10万円という扱いは変わらない。  |   |
| 53  |          | 報酬 | 【同一品目の複数貸与】                 | ①家が広いため、認知症老人徘徊感知器機を2つ貸与を受けることは可能か。<br>②中庭がある住宅で、洗濯物を干す際などに使用する玄関以外の出入り口と玄関とに手すりを使用したい。2つの貸与は可能か。  | どちらも可能。   |   |
| 54  | 福祉用具貸与   | 報酬 | 【子の自宅での福祉用具貸与の提供】           | 本人は現在入院中、一人暮らしはできなくなるために退院後に市内在住の子の自宅で生活をする。住民票を移さなくても福祉用具貸与を受けられるか。                               | 福祉用具は日常生活上の便宜を図るためのものであることから、原則として居宅以外で使う場合には算定対象外となる。ただし本人の介護の都合などで子の家に滞在するなど、日常生活の拠点を一時的に移さざるを得ない場合に限り、例外的に算定が可能。一時的でなく今後生活の拠点が変わるのであれば住民票を移すことが原則。 |   |
| 55  |          | 報酬 | 【複合的機能を有する認知症老人徘徊感知器機】      | GPS機能の付いた、靴に取り付けるタイプの認知症老人徘徊感知器機について、保険給付を認めているか。（具体的にはアーバンテック社の「iTUMO」「iTSUMO2」）                  | 大田原市では給付実績なし。<br>外部との通信機能を有する認知症老人徘徊感知器機において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。                                     | 青本p558<br>複合的機能を有する福祉用具について<br>(3) 但し書き |

令和5（2023）年度 事業所からの問合せ事項一覧表

| No. | サービスの種類 | 区分  | 問い合わせ項目                     | 問い合わせ内容  | 対応・回答等  | 備考                          |
|-----|---------|-----|-----------------------------|--|---|-----------------------------|
| 56  | 福祉用具貸与  | 報酬  | 【施設利用者への福祉用具貸与】             | 介護保険外の施設の利用者で、週に1～2回自宅に帰る生活を送っている。現在介護認定申請中だが、認定が下りたら福祉用具（特殊寝台と手すり）の貸与は受けられるか。   | 可能。<br>アセスメントの結果としての必要性をプランに記録すること。   |                             |
| 57  |         | 報酬  | 【月30日の短期入所生活介護利用者への福祉用具貸与】  | 短期入所をロング利用している要介護4の方について、月2回程の別居家族による病院受診の際に自宅に戻り、福祉用具貸与の特殊寝台を使用している。夜間に使用したことはないが、体調不良時にはショートステイの利用ができなくなるおそれがあるため借り続けている。このような使用で特殊寝台の貸与の給付は算定可能か。問題があれば自費利用への切り替えを検討する。 | ケアプラン上の必要性が認められ、特養やグループホーム申請中で入所待ちである等の一時的な貸与である場合はやむを得ない。<br><br>※今回の事例は、同居家族が介護に非協力的で居宅での生活が困難であるため一時帰宅が難しいこと、特養申請中であること、一月の間に居宅での福祉用具の使用があること等を考慮した。 | 参考：他市町村HP<br>(銚田市、下関市、小山市等) |
| 58  |         | 報酬  | 【短期入所のロング利用者の車イスクッションのみの貸与】 | 短期入所のロング利用者に、床ずれ防止のために車イス用の除圧クッションが必要である。施設では用意できない特殊なものなので貸与を受けたいが可能か。車イスは施設のものを利用しており、今後在宅に戻る予定はない。  | 可能。<br>(ショートステイ利用中は原則として事業所の福祉用具を使用するが、施設で容易に用意できない特殊なものは貸与で利用することが可能)  |                             |
| 59  |         | 報酬  | 【認知症対応型共同生活介護入居者の福祉用具貸与】    | グループホームに入居している方が福祉用具貸与を利用することは可能か。レンタルしたいものは歩行器で、特殊なものではない。  | 介護保険での利用はできない。<br>入居者がグループホームにおいて生活するうえで必要な一般的な福祉用具は事業所で用意すべき。  | 『介護保険福祉用具住宅改修ガイド(R3.4月版)』p8 |
| 60  |         | 報酬  | 【入院当日の福祉用具の算定】              | 1日に入院し月末も入院中の要支援者について、福祉用具貸与の費用は算定可能か。   | 入院当日の使用があるなら可能。日割りでの請求になる。  |                             |
| 61  |         | その他 | 【住所地外での貸与】                  | 住所は湯津上地区であるが、介護を受けるため子（大田原地区）の家で生活している。子宅で福祉用具貸与（電動ベッド）を受けることは可能か。   | 福祉用具貸与は住所地で受けることが原則であるため、住所を異動した上、福祉用具貸与を受けること。<br>(生活の拠点があるところが住所地である)   |                             |

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

### 通所介護費等における所要時間の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

通所介護費等における所要時間の取扱いについては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）等において、現に要した時間ではなく、計画に位置付けられた内容の通所介護等を行うための標準的な時間で、それぞれの所定単位数を算定することとしています。

その上で、当該告示等の留意事項通知において、当日の利用者の心身の状況により、実際の通所介護等の提供が、やむを得ず短くなった場合には、計画上の単位数を算定して差し支えないこととお示ししているところです。この点について、やむを得ない事情の中でもサービス提供を継続していただく観点から、当日の利用者の心身の状況に限らず、**降雪等の急な気象状況の悪化等により、やむを得ず、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要し、サービス提供時間内に影響が生じた場合においても、計画上の単位数を算定して差し支えありません。**

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等にご周知頂きますよう、よろしく願いいたします。

なお、**計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、計画を変更の上、変更後の所要時間に応じた単位数を算定することとされていることは従前のおりです。**

(参考)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長 通知）（抄）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施

上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331005・老振発 0331005・老  
老発 0331018、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）（抄）

対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行った場合について算定する。

② 新規認定、更新認定又は要介護認定区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づくサービスの開始から6月以内に行われた場合に算定するものとする。

③ 看護職員は実施した療養上の相談及び支援に係る記録を作成し、保存するとともに、相談等の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の要点、解決すべき課題等に関する要点を明記し、医師、介護支援専門員等に対して情報提供を行うこととする。

(7) 居宅療養管理指導に要した交通費は実費を利用者から徴収してもよいものとする。

## 7 通所介護費

### (1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。また、ここでいう通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること。

対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行った場合について算定する。

② 新規認定、更新認定又は要介護認定区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づくサービスの開始から6月以内に行われた場合に算定するものとする。

③ 看護職員は実施した療養上の相談及び支援に係る記録を作成し、保存するとともに、相談等の対象となった利用者ごとに利用者氏名、訪問先、訪問日、指導の要点、解決すべき課題等に関する要点を明記し、医師、介護支援専門員等に対して情報提供を行うこととする。

(7) 居宅療養管理指導に要した交通費は実費を利用者から徴収してもよいものとする。

## 7 通所介護費

### (1) 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されているとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。また、ここでいう通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合

② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位（指定居宅サービス基準第93条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

(2) 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（95号告示第13号）であること。なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

(3) 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、3時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 9時間の通所介護の後に連続して3時間の延長サービスを行った場合
- ② 9時間の通所介護の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行った場合には、3時間分の延長サービスとして150単位が算定される。

また、当該加算は通所介護と延長サービスを通算した時間が

経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の提供が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

なお、同一の日の異なる時間帯に複数の単位（指定居宅サービス基準第93条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの通所介護の単位について所定単位数が算定されること。

(2) 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第14号）であること。なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

(3) 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い

延長加算は、所要時間7時間以上9時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話を行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 9時間の通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合
- ② 9時間の通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定される。

また、当該加算は通所介護と延長サービスを通算した時間が